

## 指導行政のポイント

## 教師のメンタルヘルス

菱村 幸彦

指導力不足教員の関連を、もう一度取り上げる。教職外への転職措置の対象にならなかったが、メンタルな問題を抱える教員の対応には悩んでいる。

### 早期発見・早期治療が大切

メンタルな問題を抱える教員と一口に言っても、軽いノイローゼから重い精神性疾患までさまざまな程度がある。平成11年度に精神性疾患により休職処分になった教員は全国で1,924件というが、これは重いケースだろう。

教師のメンタルヘルスについて、平成5年、文部省の調査研究協力者会議から『教員の心の健康等に関する問題について』と題する報告書が出されている。報告書では、心の不健康な状態にある教員に対する対応策として、次の諸点を挙げている。

**早期発見** 心の不健康な教師を早期に発見し、適切な治療や措置をとる。

**スーパービジョン** 指導力が劣る教師に対しては、校長等による指導技術についての指導・監督や研修による指導力の向上に努める。

**負担軽減** ストレスで精神的に不安定な教師に対しては、校務分掌や授業時間の軽減を図る。

**医師の診断** 精神性疾患の疑いのある教員には、速やかに医師の診断を受けさせる。

**人事異動** 職場環境を変えるために、転任措置を考慮する。

**分限処分** 児童・生徒への影響を考慮して、適格性を欠く教員には分限処分を的確に行う。

**教職外への転職** 教職にあわない教員は、教職以外の職への転任・転職を考慮する。

**健康審査会** 健康審査会の効果的運用を図る。

教員のメンタルヘルスの観点からは、心の不健康状態にある教師を早期に発見し、適切な治療を行う

ことが肝要である。とくに、精神性疾患の疑いのある教師に対しては、速やかに医師の診断を受けさせることが欠かせない。

しかし、実際はこれが難しいのだ。地方公務員法では職員が病気等による心身の故障があるときは、休職処分にできることとなっている(28条2項)。その手続きは「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」に定められており、通常、2名の医師による診察が必要である。

### 踏み切れない分限処分

ところが、精神性疾患を有する教員は、しばしばこの医師の診察を受けつけない。児童・生徒や保護者から苦情が出て、同僚もおかしいと思っても、本人に病識がないため、医師の診察を拒否することが少なくないからだ。

そうした場合、職務命令をもって受診させることはできる。しかし、病気の教員に職務命令で受診を強制することはなじまない。いろいろ家族を含めて説得を重ね、なんとか受診させ、病気休暇または病気休職に持ち込むわけだが、これが大変なのだ。

病気休職に入って3年経っても治癒しないときは、法的には分限退職にすることができる。しかし、実際上、分限退職に踏み切るのはこれまた難事である。

一定期間経つと、全快にいたらないまでも軽癒したとして職場復帰の診断書が出ることが多い。医師の復職診断書は、日常生活に支障がないことを診断するもので、授業を持たせていいことを保障するものではない。医師にしてみれば、それは学校で判断することだとなる。したがって、復職にあたっては健康審査会の適正な判断や人事面での配慮が欠かせない。

(ひしむら・ゆきひこ = 国立教育政策研究所名誉所員)

★教員の人事考課は時代の要請、さけて通れない課題

★指導力不足教員への学校管理職の対応 ●教育開発研究所刊●

佐藤 全編 / A5判・260頁・定価2100円

八尾坂 修編 / A5版・240頁・定価2100円

## 『教員の人事考課読本』 『「指導力不足教員」読本』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)